

東京都公報

発行 東京都

目次

規則

○東京都漁業調整規則の一部を改正する規則……………二

……………(産業労働局農林水産部水産課)……………二

告示

○行政書士法による行政処分……………二

……………(総務局行政部振興企画課)……………二

○非常勤職員の第一種報酬の額……………二

……………(生活文化局総務部総務課)……………二

○特定商取引に関する法律による行政処分……………三

……………(生活文化局消費生活部取引指導課)……………三

○宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………三

……………(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)……………三

○基本測量の実施……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………三

○基本測量の終了(三件)……………(同)……………三

○公共測量の終了(十四件)……………(同)……………四

○建築基準法による一団地の区域(二件)……………六

……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………六

○建築基準法による道路位置の指定の変更……………七

……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………七

○建築基準法による意見の聴取……………七

……………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)……………七

○建築基準法による道路の指定の変更……………七
……………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)……………七
○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等(二件)……………(環境局総務部環境政策課)……………七

○平成二十六年東京都告示第三百十八号(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第五条の二第三項第一号等の規定による東京都環境局での閲覧に関し、知事が別に定める日及び時間等)の一部改正……………(環境局地球環境エネルギー部計画課)……………七

○平成二十六年東京都告示第三百十九号(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第五条の二第六第二項第一号等の規定による東京都環境局での閲覧に関し、知事が別に定める日及び時間等)の一部改正……………(同)……………七

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八条の十一第二項の規定に基づく検証機関の検証業務の休止……………(環境局地球環境エネルギー部総量削減課)……………七

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八条の十一第二項の規定に基づく検証機関の検証業務の廃止……………(同)……………八

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………八

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(二件)……………(同)……………九

○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定……………(福祉保健局健康安全全部健康安全課)……………三

○家畜人工授精師の登録……………(産業労働局農業振興事務所振興課)……………三

告示(選)

○政治団体の届出……………三

○政治団体の届出事項の異動の届出……………六

○政治団体の解散の届出……………三

○資金管理団体の指定の届出……………三六
○資金管理団体の届出事項の異動の届出……………三六
○資金管理団体の取消しの届出……………四〇

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………四四

……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………四四

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………四四

○認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………(同)……………四四

○仮認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………(同)……………四四

○開発行為に関する工事完了(二件)……………四四

……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………四四

○東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………四四

……………(環境局総務部環境政策課)……………四四

○東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出(五件)……………(同)……………四四

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………四四

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………四四

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(三件)……………(同)……………四七

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要(二件)……………(同)……………四九

○大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………(同)……………五〇

○石油機器技術管理講習の実施……………(東京消防庁)……………五〇

雑報

○東京都知事の委任に係る平成二十七年前期(島しょ地区)危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施……………(一般財団法人消防試験研究センター)……………五五

正誤

○平成二十七年二月二十六日付東京都公告……………五五

規則

東京都漁業調整規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年四月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都規則第百三十二号

東京都漁業調整規則の一部を改正する規則

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第百六十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「ツ」を「ネ」に改める。

第七条中「ツまで」を「ネまで」に改め、同条第一号ロ中「小笠原村地先海面において、」を削り、同条第二号ヨ中「ツ」を「ネ」に改め、同号ソを次のように改める。

ソ まぐろはえ縄(小笠原村地先海面において、総トン数五トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用して、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とするものに限る。以下「まぐろはえ縄漁業」という。)

第七条第二号中ツをネとし、ソの次に次のように加える。

ツ かつお・まぐろ釣り(小笠原村地先海面において、総トン数五トン以上の動力漁船により、釣りによつて、かつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とするものに限る。以下「かつお・まぐろ釣り漁業」という。)

第八条第一項中「ツ」を「ネ」に改める。

第四十四条第一項第四号中「は具」の下に「(貝まきを除く。)」を加える。

附則

1 この規則は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都漁業調整規則(以下「改正前の規則」という。)第七条の規定による許可又は改正前の規則第二十一条第一項の規定による起業の認可を受けている者は、この規則による改正後の東京都漁業調整規則(以下「改正後の規則」という。)第七条又は第二十一条第一項の規定による許可又は起業の認可を受けた者とみなす。

3 前項の規定により改正後の規則第七条の規定による許可とみなされる許可の有効期間又は改正後の規則第二十一条第一項の規定による起業の認可とみなされる認可に係る改正後の規則第二十二条第二項の知事の指定した期間は、従前の許可又は起業の認可の残存期間とする。

4 この規則の施行前にした行為に対する処分又は罰則の適用については、なお従前の例による。

告示

●東京都告示第七百一十一号

行政書士法(昭和二十六年法律第四号。以下「法」という。)第十四条の規定による行政処分について、法第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年四月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 被処分者

(一) 氏名

佐藤 淳一

(二) 事務所の名称

行政書士佐藤事務所

(三) 事務所の所在地

豊島区池袋二丁目二十三番一号 富士ビル三階

(四) 所属

東京都行政書士会

(五) 登録番号

第九三三〇五五二号

二 処分年月日 平成二十七年三月二十六日

三 処分の内容 二月間の業務の停止(平成二十七年三月二十七日から同年五月二十六日まで)

四 適用条文 法第一条の二第二項、第九条及び第十三条

●東京都告示第七百一十二号

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則(平成二十七年東京都規則第八号)第七条の規定に基づき、非常勤職員の第一種報酬の額を次のとおり告示する。

平成二十七年四月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
生活文化局	国際広報支援専門員 (文化広報)	日額	24,200円

●東京都告示第七百十三号

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)以下「法」という。)第八条第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年四月十三日

東京都知事 外 添 要 一

一 被処分者

- (一) 名称 株式会社HSI
- (二) 代表者氏名 岩坂 宏
- (三) 主たる事務 所 千代田区麴町二丁目二番二十二号

二 処分年月日 平成二十七年三月四日

三 処分の内容

平成二十七年三月五日から同年六月四日までの間(三箇月間)法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を停止する。

- (一) 契約の締結について勧誘すること。
- (二) 契約の申込みを受けること。
- (三) 契約を締結すること。

四 適用条項 法第八条第一項

●東京都告示第七百十四号

一 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十七年四月十三日

東京都知事 外 添 要 一

一 日時 平成二十七年四月二十一日 午前十時

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社エルズホーム
- (二) 代表者氏名 代表取締役 坂井 恵太
- (三) 主たる事務 所 目黒区東山一丁目二番七号
- (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九一八九八号
- (五) 免許年月日 平成二十二年七月二日

●東京都告示第七百十五号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年四月十三日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 国土地理院

二 測量の種類 基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正測量及び国土広域情報修正測量)

三 測量の区域 東京都地内

四 測量の期間 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

●東京都告示第七百十六号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、国土地理院長から次のように測量を終了

した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年四月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量(電子基準点現地調査)
- 三 測量の区域 新島村及び神津島村各地内
- 四 測量の期間 平成二十六年六月二十五日から平成二十七年二月二十七日まで

●東京都告示第七百十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土地理院長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年四月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量(防災対策地域水準測量及び地盤沈下関連水準測量)
- 三 測量の区域 千代田区、中央区、港区、品川区及び大田区各地内(防災対策地域水準測量)
千代田区、文京区、豊島区及び板橋区各地内(地盤沈下関連水準測量)
- 四 測量の期間 平成二十六年九月十七日から平成二十七年二月二十七日まで

●東京都告示第七百十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土地理院長から次のように測量を終了

した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年四月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量(基本重力測量)
- 三 測量の区域 三宅村地内
- 四 測量の期間 平成二十六年五月二十日から平成二十七年二月二十八日まで

●東京都告示第七百十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、葛飾区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年四月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)
- 三 測量の区域 葛飾区細田三丁目及び細田五丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十六年三月二十五日から平成二十七年二月二十七日まで

●東京都告示第七百二十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、練馬区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年四月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 練馬区
- 二 測量の種類 公共測量(都市再生地籍調査)
- 三 測量の区域 練馬区高野台二丁目、谷原一丁目、富士見台四丁目、高松三丁目及び貫井四丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十六年十月一日から平成二十七年二月二十七日まで

●東京都告示第七百二十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、府中市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年四月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量(地籍調査)
- 三 測量の区域 府中市三好町二丁目及び東芝町各地内
- 四 測量の期間 平成二十六年九月一日から平成二十七年三月六日まで

●東京都告示第七百二十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、新宿区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年四月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 測量施行者 新宿区

二 測量の種類 公共測量(都市再生地籍調査)

三 測量の区域 新宿区西早稲田一丁目及び西早稲田三丁目各区内

四 測量の期間 平成二十六年七月十日から平成二十七年三月十日まで

●東京都告示第七百二十三号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、北区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年四月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 測量施行者 北区

二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)

三 測量の区域 北区豊島七丁目及び豊島八丁目各区内

四 測量の期間 平成二十六年九月三日から平成二十七年二月二十七日まで

●東京都告示第七百二十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都第一区画整理事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年四月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 測量施行者 東京都第一区画整理事務所

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域 江戸川区西瑞江二丁目及び東瑞江二丁目各区内

四 測量の期間 平成二十六年八月二十一日から平成二十七年三月十三日まで

●東京都告示第七百二十五号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都第一区画整理事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年四月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 測量施行者 東京都第一区画整理事務所

二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)

三 測量の区域 中央区晴海四丁目及び晴海五丁目各区内

四 測量の期間 平成二十六年六月二十三日から平成二十七年三月十三日まで

●東京都告示第七百二十六号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、足立区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年四月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 測量施行者 足立区

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域 足立区江北三丁目、江北四丁目及び江北

五丁目各区内

四 測量の期間 平成二十六年五月二十日から同年十二月十五日まで

●東京都告示第七百二十七号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、中央区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年四月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 測量施行者 中央区

二 測量の種類 公共測量(地籍図根多角点)

三 測量の区域 中央区月島一丁目地内

四 測量の期間 平成二十六年十一月十日から平成二十七年三月十日まで

●東京都告示第七百二十八号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、世田谷区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年四月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 測量施行者 世田谷区

二 測量の種類 公共測量(公共基準点復旧測量)

三 測量の区域 世田谷区内

四 測量の期間 平成二十七年一月五日から同年三月十三日まで

●東京都告示第七百二十九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、北区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年四月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 測量施行者 北区

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域 北区中十条一丁目、中十条二丁目、中十条三丁目、中十条四丁目、上十条一丁目、十条台一丁目、岸町一丁目、岸町二丁目、王子本町一丁目、王子本町二丁目、王子本町三丁目及び滝野川四丁目各地内

四 測量の期間 平成二十六年九月一日から平成二十七年三月十三日まで

●東京都告示第七百三十号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都第一区画整理事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年四月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 測量施行者 東京都第一区画整理事務所

二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量及び四級基準点測量)

三 測量の区域 江東区有明一丁目及び有明二丁目各地内

四 測量の期間 平成二十六年九月一日から平成二十七年

三月十三日まで

●東京都告示第七百三十一号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、荒川区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年四月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 測量施行者 荒川区

二 測量の種類 公共測量(地籍調査(D工程)及び二級基準点成果改定)

三 測量の区域 荒川区地内

四 測量の期間 平成二十六年十二月一日から平成二十七年三月十日まで

●東京都告示第七百三十二号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年四月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 測量施行者 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域 足立区花畑三丁目及び花畑五丁目各地内

四 測量の期間 平成二十六年十二月十五日から平成二十

七年三月十日まで

●東京都告示第七百三十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十七年四月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

千代田区大手町一丁目2A 一(東) 平成二十七年三月十一日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第七百三十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十七年四月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

渋谷区恵比寿南一丁目一番十三、同 平成二十七年三月三十一日、五番三、十八番十 月十三日

一、同番二十七から同番二十九まで、
恵比寿四丁目六十五番一から同番三
までの各一部及び同番十六

二 認定計画書の縦覧場所
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁
第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第七百三十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年四月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十七年三月九日	西東京市向台町六丁目千七百六十八の七十六番八の一部	延長 九・四五 幅員 四・〇〇

●東京都告示第七百三十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第一項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十七年四月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

- 一 公聴会を行う日時 平成二十七年四月二十一日（火曜日）午後三時から
- 二 公聴会を行う場所 稲城中央公園総合体育館 一階 ミーティングルーム1 稲城市長峰一丁目一番地
- 三 書面の提出先 東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課指導第一係（東京都立川市曙町三丁目七番十号 飯庁舎二階）
電話〇四二（五四八）二〇五六

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 稲城市東長沼二千百十一番地
所氏名 稲城市
建築敷地 稲城市長峰三丁目十番一ほか
地域地区 第一種低層住居専用地域等

申請の概要

工事種別 新築
及び用途 事務所（管理棟）及び防災備蓄倉庫
敷地面積 約五三、三四七平方メートル
建築面積 約八六六平方メートル
延べ面積 約八一八平方メートル
構造及び 鉄骨造

階数 地上二階ほか
高さ 五・七五〇メートルほか
適用条文 建築基準法第四十八条第一項ただし書

●東京都告示第七百三十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年四月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第二項の規定による道路	平成二十七年三月三日	あきる野市瀬戸岡字天神前 四百六番四及び四百八番六の各一部	延長 一三・二一 幅員 四・〇〇

●東京都告示第七百三十八号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第四十八条の規定に基づき、（仮称）東京港臨港道路南北線建設計画について、環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）及びその概要の提出があり、同条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、同条例第五十二条の規定により、次のとおり

告示する。

平成二十七年四月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事業段階関係地域の範囲

港区 台場一丁目及び台場二丁目の区域

江東区

有明二丁目、有明三丁目、有明四丁目、青海一丁目、青海二丁目、青海三丁目、青海四丁目、新木場一丁目、新木場三丁目、新木場四丁目、夢の島三丁目、若洲一丁目、若洲二丁目及び若洲三丁目の区域

大田区

城南島一丁目、城南島二丁目、城南島三丁目、城南島四丁目及び城南島五丁目の区域

所属未定

中央防波堤内側埋立地、中央防波堤外側埋立地及び新海面処分場埋立地の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

国土交通省 関東地方整備局

局長 越智 繁雄

埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一

三 対象事業の名称及び種類

(仮称) 東京港臨港道路南北線建設計画

道路の新設

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、十号その二埋立地を起点とし、中央防波堤内側埋立地を終点とする延長約二・五キロメートルの区間において、四車線の臨港道路を新設するものである。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、景観、自然との触れ合い活動の場及び廃棄物について評価を行い、その結論

は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

平成二十七年四月十三日から同年五月十二日まで。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律

(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を

除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 江東区環境清掃部温暖化対策課

江東区東陽四丁目十一番二十八号

ウ 大田区環境清掃部環境・地球温暖化対策課

大田区蒲田五丁目十三番十四号

エ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務

所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成二十七年五月二十七日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況及び事業の内容を考慮して選定した予測・評価項目について現況を調査し、対象事業が環境に及ぼす影響について予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表(1)～(10)のとおりである。

表(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	環境に及ぼす影響の評価の結論
大気汚染	<p>【工事の施行中】</p> <p>○建設機械の稼働 硫酸の大気中における濃度 ・工事の施行区域境界の最大濃度(日平均値の年間98%値又は2%除外値)は、二酸化窒素では0.0577～0.0582ppm(寄与率：陸上3.1～13.9%、海上2.1～32.3%)、浮遊粒子状物質では0.0630～0.0760mg/m³(寄与率：陸上0.1%以下、海上3.0～17.6%)及び二酸化硫黄では0.0135～0.0155ppm(寄与率：海上2.8～25.7%)であり、評価の指標とした「大気汚染に係る環境基準」(二酸化窒素：日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：日平均値が0.10mg/m³以下、二酸化硫黄：日平均値が0.04ppm以下)を満足する。</p> <p>○工事の施行区域周辺の一般局における濃度(日平均値の年間98%値又は2%除外値)は、二酸化窒素では0.0479～0.0538ppm(寄与率：陸上0.1%以下、海上0.1%以下)、浮遊粒子状物質では0.0570～0.0818mg/m³(寄与率：陸上0.1%未満、海上0.1%以下)、二酸化硫黄では0.0081～0.0096ppm(寄与率：海上0.2%以下)であり、全ての予測地点で予測結果は評価の指標を満足する。</p> <p>○一部項目においては、工事の施行に伴う寄与率が高い傾向(海上工事の二酸化窒素の寄与率32.3%、二酸化硫黄の寄与率25.7%など)を示しているが、工事に伴う大気汚染の影響を低減するための環境保全措置として、排出ガスを対策型建設機械等の積極的な採用、工事施行箇所及び工事の集中を避ける工事工程の計画等と併せ、工事現場からの土砂・粉じん等の飛散防止のため、散水等の措置を実施することにより、評価の指標を満足するものと考ええる。</p> <p>○工用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度(主要な搬入経路の予測地点における濃度(日平均値の年間98%値又は2%除外値)は、二酸化窒素では0.0491～0.0523ppm(寄与率：0.2～1.1%)、浮遊粒子状物質では0.0560～0.0568mg/m³(寄与率：0.1%以下)であり、全ての予測地点で評価の指標とした「大気汚染に係る環境基準」(二酸化窒素：日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：日平均値が0.10mg/m³以下)を満足する。</p> <p>○工用車両の走行に伴う大気汚染への影響を低減するための環境保全措置として、過積載の防止や制限速度の遵守、無駄なアイドリング禁止の徹底、乗り合い出勤による通勤車両の低減等を実施することにより、評価の指標を満足するものと考ええる。</p>

表(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	環境に及ぼす影響の評価の結論
大気汚染	<p>【工事の完了後】</p> <p>○自動車の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度(地域境界の最大濃度(日平均値の年間98%値又は2%除外値)は、二酸化窒素では0.051～0.060ppm(寄与率：51.7～53.0%)、浮遊粒子状物質では0.062～0.068mg/m³(寄与率：4.5～6.2%)であり、評価の指標とした「大気汚染に係る環境基準」(二酸化窒素：日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：日平均値が0.10mg/m³以下)を満足する。</p> <p>○なお、自動車の走行に伴う大気汚染への影響を低減するための環境保全措置として、制限速度の遵守、無駄なアイドリング禁止の徹底、海底トンネルサテ部において看板等による速度回復を促す注意喚起等を検討することにより、環境負荷の低減に努めることから、評価の指標を満足するものと考ええる。</p>
騒音・振動	<p>【工事の施行中】</p> <p>○建設機械の稼働(陸上)に伴う建設作業の騒音及び振動レベル</p> <p>《騒音》 ・騒音の予測結果は、工事の施行区域境界において、防音パネル(H=3.0m)の設置により予測地点1(10号地その2埋立地)では71dB、予測地点2(中央防波堤内埋立地)では79dBであり、評価の指標とした「市民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例第215号、以下「環境確保条例」という。)に基づく指定建設作業に係る騒音の報告基準(80dB以下)を満足する。</p> <p>○工事の施行区域近傍の評価地点において、予測地点1(10号地その2埋立地)では51～60dBであり、近隣の倉庫・事業所の参考値(75dB以下)及びファミリー公園の参考値(65dB以下)を下回り、予測地点2(中央防波堤内埋立地)では56dBであり、近隣の倉庫・事業所の参考値(75dB以下)を下回る。</p> <p>○工事の施行区域周辺の評価地点において、いずれも評価の指標(参考値：環境基準(一般地域))を満足する。</p> <p>《振動》 ・工事の施行中における建設作業振動は、予測地点1(10号地その2埋立地)では35dB、予測地点2(中央防波堤内埋立地)では63dBであり、評価の指標とした「環境確保条例」に基づく指定建設作業に係る振動の報告基準(70dB以下)を満足する。</p> <p>○工用車両の走行に伴う道路交通騒音及び振動レベル</p> <p>《騒音》 ・工事の施行中における道路交通騒音は、昼間で66～70dB、夜間で65～66dBであり、評価の指標とした自動車騒音に係る環境基準(昼間70dB以下、夜間65dB以下)を昼間は満足するが夜間は上回る。夜間に環境基準を上回るものは、一般車両のみでも既に環境基準を上回るものであり、工用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は0.1dB以下である。また、環境基準を満足する昼間においても工用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は0.1～0.2dBとわずかであることから、本事業による影響は小さいものと考ええる。</p> <p>○なお、工用車両の走行に伴う影響を一部低減するため、定期的な協議会の開催等により、工事従事者に対して工用車両の省燃費運転の指導や無駄なアイドリングの禁止を徹底する等、予測に反映していかない環境保全措置を講じる。</p> <p>《振動》 ・工事の施行中における道路交通振動は、昼間では43～50dB、夜間では41～46dBであり、評価の指標とした「環境確保条例」に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準(第1種区域：昼間60dB、夜間55dB、第2種区域：昼間55dB、夜間60dB)を下回ることから、工用車両の走行に伴う振動に及ぼす影響は評価の指標を満足する。</p> <p>○なお、工用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、0.0～0.3dBとわずかである。</p>

表(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	環境に及ぼす影響の評価の結論
騒音・振動	<p>【工事の完了後】</p> <p>○自動車の走行に伴う道路交通騒音及び振動レベル《騒音》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の完了後における道路交通騒音は、環境保全のための措置として、本事業者の実行可能な範囲において最新の低騒音舗装である二層式排水性舗装を行った場合、予測地点2（中央防波堤内側埋立地）では昼間で69dB、夜間で61dBであり、評価の指標（昼間70dB以下、夜間65dB以下）を満足するが、予測地点1（10号地その2埋立地）では昼間で74dB、夜間で66dBであり、評価の指標を満足しない。 ・評価の指標を満足しない予測地点1（10号地その2埋立地）については、道路交通騒音対策として、地方公共団体等公的な機関の協力のもと周辺の道路構造や土地利用等の地域の状況を調査したうえで、環境に及ぼす影響について調査を実施し、適切な指図を講ずるよう努める。 ・なお、利用車両については制限速度を遵守し、緩やかな減速をするよう要請すること、ふ頭を利用する車両については通行時間帯の集中が生じないよう要請・指導していくほか、車両待機場やバン・シャワーゾーン（コンテナやコンテナを運ぶ台車の置き場）を利用する等により交通量の調整を行うことにより、評価の指標を満足するよう努める。 <p>《振動》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の完了後における道路交通振動は、昼間で55dB、夜間で52～54dBであり、評価の指標とした「環境確保条例」に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準（予測地点1（10号地その2埋立地：第2種区域）：昼間65dB、夜間60dB、予測地点2（中央防波堤内側埋立地：第1種区域）：昼間60dB、夜間55dB）を下回るものと考えらる。
水質汚濁	<p>【工事の施行中】</p> <p>○建設機械の稼働（海上）に伴い発生する濁り（SS）の濃度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予測結果から、濁り（SS）の濃度が20mg/L以上となる濃度域は工事箇所周辺の狭い範囲にあり、工事の施行区域境界における濃度は、評価の指標である20mg/L以下を満足することから、水質に及ぼす影響は小さいものと考えらる。 ・なお、建設機械の稼働（海上）に伴う水質汚濁の影響を低減するための環境保全措置として、工事の施行中においては、浚渫工事等の際に汚濁防止柵又は汚濁防止網を使用し、濁りの拡散を防止することから、評価の指標とした「工事の施行区域境界で懸濁物質（SS）の環境濃度が20mg/L以下となること」を満足するものと考えらる。

表(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	環境に及ぼす影響の評価の結論
土壌汚染	<p>【工事の施行中】</p> <p>○工事の施行に伴い発生する建設発生土、建設汚泥による新たな土地への土壌汚染の拡散の可能性の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の施行の起点が位置する10号地その2埋立地及び終点が位置する中央防波堤内側埋立地では、掘削トンネル構造、接合部構造、スリット構造及び掘削構造の工事に伴い、A.P.約-20～+5mの範囲で、掘削による建設発生土が発生する。 ・工事の施行に際しては、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）及び「環境確保条例」の規定に基づき地盤等の調査を行い、必要に応じて適切な措置を行うとともに、措置を行った場合にはその内容及び対応の状況について、事後調査報告書の中で明らかにする。特に、事業区域に隣接する中央防波堤内側埋立地の東側は廃棄物により埋め立てられた履歴があり、廃棄物を埋立地とした層を含む建設発生土を生じることがあることから、受人基準の適合調査等を行う際は十分に配慮するとともに、陸上部の掘削工事に際しては、基盤層まで打設する計画である鋼矢板や連続地中壁等の施工による浸出水等が他の地層に影響を及ぼすことはないよう施工する。 ・したがって、工事の施行に伴い発生する建設発生土による新たな土地への土壌汚染の拡散の可能性はないものと考えらる。 ・また、10号地その2埋立地及び中央防波堤内側埋立地における掘削トンネル構造の地盤改良に伴い、排泥が発生する可能性がある。発生した排泥は現場内での有効利用等により処分量の削減に努める。有効利用できない分については排泥（建設汚泥）として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき適切に運搬・処理を行うことから、工事の施行に伴い発生する建設汚泥による新たな土地への土壌汚染の可能性はないものと考えらる。 ・沈埋トンネル構造の施工を行う第2航路付近の底泥については、現地調査結果より、現状で水底土砂に係る判定基準及び「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号。以下「ダイオキシン類に係る環境基準」という。）を下回っていることから、浚渫工事等の施行による濁りの発生に伴う新たな土地（海城）への土壌汚染の拡散の可能性はないものと考えらる。 ・以上のことから、評価の指標とした「土壌汚染対策法」、「ダイオキシン類に係る環境基準」、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和45年法律第136号）及び「環境確保条例」に定める基準及び事業者の責務を満足すると考えらる。

表(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	環境に及ぼす影響の評価の結論
地盤	<p>【工事の施行中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地盤の変形の範囲及び変形の程度 <ul style="list-style-type: none"> ・対策事業では、掘削工事の基盤が浅い箇所では鋼矢板により、深い箇所では連続地中壁の造成により土留めを行う。また、掘削深度が深くなることによる土留めの変異を抑制するため、中間杭及び切戻機起しを設置(山留支保工)することから、掘削工事等に伴う計画道路周辺における地盤の変形や埋立護岸の安定性の変化の程度はわずかであるものと考えられる。 ・また、接続部構造では、圧縮空気により掘削地盤面の安定性を保つとともに、躯体構築工と掘削沈下工を繰り返すニューマチックケーソン工法を用いる計画であることから、計画道路周辺における地盤の変形や埋立護岸の安定性の変化の程度はわずかであるものと考えられる。 ・さらに、必要に応じてその他の地盤改良工を施すことから、地盤の変形の範囲及び変形の影響を及ぼさないことを満足するものと考えられる。 ○掘削工事に伴う地下水の水位の変化の程度 <ul style="list-style-type: none"> ・対策事業では、掘削工事に先立ち、構造物の基礎が浅い箇所では鋼矢板、深い箇所では連続地中壁の造成により土留めを行う。基礎層まで打設する計画である鋼矢板や連続地中壁等により浸出水等が他の地層に影響を及ぼすことはないよう掘削することから、掘削面内の地下水の揚水等に伴う周辺における地下水の水位の変化の程度はわずかであるものと考えられる。 ・また、接続部構造では、圧縮空気により掘削地盤面の安定性を保つとともに、躯体構築工と掘削沈下工を繰り返すニューマチックケーソン工法を用いる計画である。ニューマチックケーソン工法では、掘削面の湧水を圧縮空気により抑止することから、掘削工事に伴う地下水の水位の変化はほとんどないものと考えられる。 ・さらに、必要に応じてその他の地盤改良工を施すことから、掘削工事に伴う地下水の水位の変化の程度は、評価の指標とした「地盤沈下または地盤の変形により周辺の建築物に影響を及ぼさないこと」を満足するものと考えられる。 <p>【工事の完了後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地盤の変形の範囲及び変形の程度 <ul style="list-style-type: none"> ・計画道路のトンネル構造、掘削構造及びスリット構造は、土留工や支持杭、地盤改良等の適切な基礎工を施行し構造物の沈下の発生を防ぐため、地盤沈下等の構造物の存在に伴う周辺の地盤の変形はほとんどないものと考えられる。 ・また、掘削構造等の存在により不圧地下水が存在するとみられる埋土層の一部が遮断されるが、計画道路及びその周辺は埋立地に位置しており、埋土層は透水性の高い埋立護岸で周囲の地盤から隔離されていることから、不圧地下水は主に降雨等により地表面から供給される。このため、不圧地下水の水位及び流動の変化はほとんどなく、地下水の水位の変化による地盤沈下に伴う地盤の変形はほとんどないものと考えられる。 ・さらに、トンネル構造等の存在により帯水層の一部が遮断されるが、帯水層の被圧地下水は構造物本体等の周囲を回りこんで流動するとみられることから、被圧地下水の流動の変化はほとんどなく、地下水の水位の変化による地盤沈下に伴う地盤の変形はほとんどないものと考えられる。 <p>以上のことから、地盤の変形の範囲及び変形の影響は、評価の指標とした「地盤沈下または地盤の変形により周辺の建築物に影響を及ぼさないこと」を満足するものと考えられる。</p>

表(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	環境に及ぼす影響の評価の結論
水循環	<p>【工事の施行中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○掘削工事等に伴う地下水の揚水による地下水の水位の変化の程度 <ul style="list-style-type: none"> ・掘削工事の掘削工事に際しては、鋼矢板や連続地中壁による土留工を施行する。基礎層まで打設する計画である鋼矢板や連続地中壁等により浸出水等が他の地層に影響を及ぼすことはないよう掘削することから、掘削面内の地下水の揚水等に伴う周辺における地下水の水位の変化の程度はわずかであるものと考えられる。 ・また、接続部構造で用いるニューマチックケーソン工法では、掘削面の湧水を圧縮空気により抑止することから、掘削工事に伴う地下水の水位の変化はほとんどないものと考えられる。 ・以上のことから、掘削工事等に伴う地下水の揚水による地下水の水位の変化の程度は、評価の指標とした「地下水の水位、流量に著しい影響を及ぼさないこと」を満足するものと考えられる。 ・なお、環境保全措置として、工事区域内で集水した雨水を貯留し、路上洗浄等に利用するなど、雨水の有効利用を促進することで、「東京都水循環マスタプラン」(東京都、平成11年)等において設定している雨水利用に関する目標について考慮する。 <p>【工事の完了後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地下水構造物の存在等による地下水の水位の変化の程度 <ul style="list-style-type: none"> ・掘削構造等の存在により不圧地下水が存在するとみられる埋土層の一部が遮断されるが、計画道路及びその周辺は埋立地に位置しており、埋土層は透水性の高い埋立護岸で周囲の地盤から隔離されていることから、不圧地下水は主に降雨等により地表面から供給される。このため、不圧地下水の水位及び流動の変化はほとんどないものと考えられる。 ・また、トンネル構造等の存在により帯水層の一部が遮断されるが、帯水層の被圧地下水は構造物本体や基礎杭の周囲を回りこんで流動するとみられるため、被圧地下水の流動の変化はほとんどないものと考えられる。 ・以上のことから、地下水構造物の存在等による地下水の水位の変化の程度は、評価の指標とした「地下水の水位、流量に著しい影響を及ぼさないこと」を満足するものと考えられる。 ○土地の改変に伴う地表流出水の変化の程度 <ul style="list-style-type: none"> ・計画道路及びその周辺の陸上部は埋立地であり、河川及び湧水はない。 ・また、計画道路周辺の植生は、起点付近は市街地及び残存・植栽樹群地、終点付近はこれらに加え、路傍・空地雑草群落や造成地が分布しており、自然植生はほとんどみられず、工事の完了後においても、植生及び土地利用の状況に大きな変化はない。 ・以上のことから、土地の改変に伴う地表流出水の変化の程度は、評価の指標とした「地下水の水位、流量に著しい影響を及ぼさないこと」を満足するものと考えられる。

表(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	環境に及ぼす影響の評価の結論
生物・生態系 鳥類	<p>【工事の施行中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建設機械の稼働 (陸上) に伴う鳥類相の変化の内容及びその程度 ○工事の施行中は、計画道路及びその周辺において、人為圧の増加や建設機械の稼働による騒音の変化等が生じる可能性がある。これらの場所は、草地や市街地等、水域を利用する鳥類 (注目される種を含む) の生息環境となっているが、鳥類についてはある程度の移動能力があること、計画道路の護岸付近は航路に面しており、水鳥やツリ類等の採餌や休息に適した静穏な環境や浅場がほとんど存在しないこと、計画道路周辺以外の市街地、緑地、造成掘削等において、工事に伴う影響範囲は、環境保全措置を講じること等によって計画道路の近傍に限られることから、計画道路及び周辺に生息する鳥類相の変化はわずかと考えられる。 ○また、現地調査により確認された注目される種のうち猛禽類については、いずれも飛翔範囲が広いこと、デインズレイや巣材運びなど繁殖を指標する行動等は確認されていないこと、さらに、工事に伴う影響範囲は環境保全措置を講じること等によって計画道路の近傍に限られることから、生息に及ぼす影響はわずかと考える。 <p>以上のことから、建設機械の稼働 (陸上) に伴う鳥類相の変化の内容及びその程度は、評価の指標とした「自然環境保全法1 (昭和47年法律第85号) 及び「東京における自然の保護と回復に関する条例」(平成12年東京都条例第216号) に定められた事業者等の責務を満足すると考える。</p> <p>○工事用車両の走行に伴う鳥類相の変化の内容及びその程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工事の施行中は、計画道路及びその周辺において、工事用車両の走行による騒音の変化が生じる可能性がある。これらの場所は、草地や市街地等を利用する鳥類 (注目される種を含む) の生息環境となっているが、鳥類についてはある程度の移動能力があること、計画道路周辺以外の市街地、緑地、造成掘削等においても採餌・休息等の行動が広く確認されていること、さらに、工事に伴う影響範囲は環境保全措置を講じること等によって計画道路の近傍に限られることから、計画道路及び周辺に生息する鳥類相の変化はわずかと考える。 ○また、現地調査により確認された注目される種のうち猛禽類については、これらの種はいずれも飛翔範囲が広いこと、デインズレイや巣材運びなど繁殖を指標する行動等は確認されていないこと、さらに、工事に伴う影響範囲は環境保全措置を講じること等によって計画道路の近傍に限られることから、生息に及ぼす影響はわずかと考える。 <p>以上のことから、工事用車両の走行に伴う鳥類相の変化の内容及びその程度は、評価の指標とした「自然環境保全法1 及び「東京における自然の保護と回復に関する条例」に定められた事業者等の責務を満足すると考える。</p>

表(8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	環境に及ぼす影響の評価の結論
生物・生態系 鳥類 水生生物	<p>【工事の完了後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自動車の走行に伴う鳥類相の変化の内容及びその程度 ○工事の完了後は、計画道路及びその周辺において、交通量の増加に伴う人為圧の増加や自動車の走行による騒音の変化等が生じる可能性がある。これらの場所は、草地や市街地等を利用する鳥類 (注目される種を含む) の生息環境となっているが、鳥類についてはある程度の移動能力があること、計画道路周辺以外の市街地、緑地、造成掘削等においても採餌・休息等の行動が広く確認されていること、さらに、自動車の走行に伴う影響範囲は環境保全措置を講じること等によって計画道路の近傍に限られることから、計画道路及びその周辺に生息する鳥類相の変化はわずかと考える。 ○なお、計画道路の供用に伴う水面や水辺の減少はないことから、カサヅブリ目、ペリカソ目、チドリ目等の水域及び海岸の人工構造物周辺を利用する鳥類相に及ぼす影響はないと考えられる。 ○以上のことから、自動車の走行に伴う鳥類相の変化の内容及びその程度は、評価の指標とした「自然環境保全法1 及び「東京における自然の保護と回復に関する条例」に定められた事業者等の責務を満足すると考える。 <p>【工事の施行中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建設機械の稼働 (海上) に伴う水生生物相の変化の内容及びその程度 ○また、事業区域周辺には、既存資料調査において多くの注目される種が確認されている浅場や干潟、藻場等の水生生物の生息に適した環境はみられず、注目される種も確認されていないことから、浚渫工事等により海底が改変された場合にも、その影響は小さいものと考えられる。 ○さらに、水質汚濁の予測結果は、水生生物の生息・生育環境に大きな影響を及ぼさないことを考慮して設定した評価の指標を満足することから、工事の施行中における水生生物相の変化はわずかと考える。 ○なお、工事及び基礎砕石材投入工事の際には汚濁防止柵又は汚濁防止膜、土砂等の投入工事にはトレーナー台船を使用する。 ○以上のことから、建設機械の稼働 (海上) に伴う水生生物相の変化の内容及びその程度は、評価の指標とした「自然環境保全法1 及び「東京における自然の保護と回復に関する条例」に定められた事業者等の責務を満足するものと考えられる。

表(9) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	環境に及ぼす影響の評価の結論
景観	<p>【工事の完了後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○計画道路の存在に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度 ○計画道路の存在により、10号地その2埋立地及び中央防波堤内側埋立地に、それぞれ約300m程度の延長でスリット構造及び細割構造の道路が出現する。 しかし、計画道路の周辺は、シャワープールや倉庫・運輸関連施設等の土地利用に関連する日常的要素が中心となった港湾区域の典型的な景観を形成しており、新たな道路の出現は現状の景観を阻害するものではなく、これらと一体化するとみられることから、主要な景観要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度は小さいものと考ええる。 以上のことから、計画道路の存在に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観特性の変化の程度は、評価の指標とした「公共事業の景観づくり指針」(東京都、平成13年)に定められた計画段階における空間別指針のうち道路・鉄道・モノレールに係る指針を満足するものと考ええる。 ○計画道路の存在に伴う代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 新たに出現する道路は、既存の倉庫・運輸関連施設等により遮蔽され、景観に影響を及ぼすと予想される範囲内に位置するいずれの代表的な眺望地点からも視認できないことから、代表的な眺望地点からの眺望は変化しないものと考ええる。 なお、計画道路の存在に伴う景観への影響を低減するための環境保全措置として、陸上部の整備に当たっては、「東京都景観計画」(東京都、平成23年)を参考に、形態・意匠・色彩について海防部の景観や周辺緑地の調和を図ること で景観の連続性を確保し、圧迫感を与えないように工夫する。 以上のことから、計画道路の存在に伴う代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度は、評価の指標とした「公共事業の景観づくり指針」に定められた計画段階における空間別指針のうち道路・鉄道・モノレールに係る指針を満足するものと考ええる。
自然との触れ合い活動の場	<p>【工事の施行中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工事用車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度 ○工事の施行中における自然との触れ合い活動の場までの主な利用経路はいずれも工事用車両の主要な走行経路であることから、工事の施行に伴う交通量の増加が見込まれるが、フェリーふ頭公園には駐車場がないため車両での来場は想定されていないこと、利用者への聞き取り調査結果より、平日利用者の多くが近隣の会社や倉庫等から徒歩で訪れていることから、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響はないものと考ええる。 また、眺ふ頭公園は、車両での来場は休日利用者が中心であること、利用者が占める休日利用者の割合が多いこと、青海縦貫線を経由する工事用車両の台数は現状の交通量に対してわずかであることから、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響はほとんどないものと考ええる。 さらに、工事の施行に伴う自然との触れ合い活動の場を避ける工事工程を計画する。 以上のことから、工事用車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度は、評価の指標とした「自然との触れ合い活動の場に著しい影響を及ぼさないこと」を満足するものと考ええる。

表(10) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	環境に及ぼす影響の評価の結論
自然との触れ合い活動の場	<p>【工事の完了後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○計画道路の存在及び自動車道の走行に伴う自然との触れ合い活動の場を持つ機能の変化の程度 ○フェリーふ頭公園は計画道路の起点から約200m北側の沿道に面しており、工事の完了後は計画道路を含む臨港道路が主な利用経路になることから、計画道路の供用に伴う主な利用経路の交通量の増加が見込まれるが、フェリーふ頭公園には駐車場がないため車両での来場は想定されていないこと、利用者への聞き取り調査結果より、平日利用者の多くが近隣の会社や倉庫等から徒歩で訪れていることから、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響はないものと考ええる。 一方、眺ふ頭公園は、計画道路の供用に伴い、現状、南北方向の主要道路軸として交通が集中している青海縦貫線の渋滞緩和が想定される。 また、景観の予測結果より、フェリーふ頭公園及び眺ふ頭公園において、工事の完了後における景観に対する影響はないことから、計画道路の存在及び自動車道の走行に伴う自然との触れ合い活動の場を持つ機能に与える影響はないものと考ええる。 以上のことから、計画道路の存在及び自動車道の走行に伴う自然との触れ合い活動の場を持つ機能の変化の程度は、評価の指標とした「自然との触れ合い活動の場に著しい影響を及ぼさないこと」を満足するものと考ええる。
廃棄物	<p>【工事の施行中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工事の施行に伴い発生する建設発生土、建設汚泥及び建設廃棄物の排出量、再利用量及び処理、処分の方法等 既設舗装の撤去工事等から発生する主な廃棄物として、アスファルト舗装材、コンクリート塊、伐採樹木等がある。発生した廃棄物は、分別し可能な限り再利用・再生利用を図る。再資源化できないものは縮減を行い、産業廃棄物処理業者に委託して適正に処理する。 また、地盤改良に伴い発生した非泥は現場内での有効利用等により処分量の削減に努める。有効利用できない分については非泥(建設汚泥)として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適切に運搬・処理を行う。 掘削工事に伴い排出された建設発生土は、現場内及び建設副産物情報交換システム等を利用した再利用や新海面処分場の埋立用材等での有効活用を図り、発生量を削減する。 なお、工事の施行に際しては、「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」の規定に基づき地盤等の調査を行い、必要に応じて適切な措置を行うとともに、措置を行った場合にはその内容及び対応の状況について、事後調査報告書の中で明らかにする。 さらに、建設発生土の再利用及び処分は、関係法令及び条例、並びにガイドラインや受入先の受入基準を遵守した上で、適正に行う。 液状工事に伴い発生する液状土は、工事の実施前に再度底質調査を行い、受入先の受入基準や水底土砂に係る判定基準等を遵守した上で、建設発生土有効利用事業(東京湾奥の深掘削の埋戻し)等において活用する計画である。 このほか、その他の建設廃棄物や建設発生土の再利用及び処分に当たっては、関連法令及び条例、並びにガイドラインの目標・施策や受入先の受け入れ基準を順守した上で、適切な処理・処分を行う。 以上のことから、工事の施行に伴い発生する建設発生土、建設汚泥及び建設廃棄物の排出量、再利用量及び処理、処分の方法等は、評価の指標とした「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年法律第48号)、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)、「東京都廃棄物条例」(平成4年東京都条例第140号)等に定められた事業者の責務及び「建設リサイクル推進計画2014」(国土交通省、平成26年)に定められた目標等に基づき、廃棄物の抑制を図ることを満足すると考える。